平成２１年（フ）第３８８号
静岡県浜松市東区国吉町361番地　シティハイム国吉２―102、前住所静岡県浜松市東区中野町4132番地
債務者　山本　雅一
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
香川県丸亀市川西町北1556番地
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月26日午前11時45分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３３９号
岡山市南区福田732番地３
債務者　大山　博司
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０５号
岡山市南区豊浜町11番48―101号
債務者　森田美智子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２１号
岡山市北区関西町５番12号、前住所岡山市北区門前217番地２メゾングレース201号室
債務者　難波　敬一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２４号
岡山県備前市吉永町吉永中409番地
債務者　米田こずえ
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２７号
岡山市東区西大寺川口46番地２
債務者　松本　沙笑
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５４７号
岡山市北区加茂999番地２　雇用促進住宅稲荷宿舎２号棟406号、申立時の住所岡山市北区富原1039番地３
債務者　岡田　太一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９６８号
千葉県千葉市中央区春日１丁目19―16―108
債務者　千谷万里代（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０００号
東京都杉並区高円寺南２丁目49―12―203
債務者　秋田　和茂
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４００２号
東京都八王子市椚田町521―６―409
債務者　白新田　攻
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４００９号
東京都板橋区栄町30―12―101
債務者　船橋　加恵
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１５５号
東京都足立区千住１丁目28―13
債務者　東福　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１７３号
東京都大田区東椛谷２丁目11―10―５
債務者　中野　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１７４号
東京都世田谷区千歳台２丁目37―10―103
債務者　池田　三男
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１７７号
東京都調布市上石原１丁目４―９―103
債務者　山口　和男
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部